

●宅地建物取引業者-報酬額票 金属銘板 注文書



※記入必須

貴社名 _____

Tel _____

Fax _____

所在地 _____

ご担当者様 _____

メールアドレス _____ @ _____

銘板構造 箱曲げ加工.ステンレスHL.腐食銘板 製作費:40,000円、梱包送料:1,900円(税別)

ご希望の構造に 箱曲げ加工.真鍮HL.腐食銘板 製作費:43,000円、梱包送料:1,900円(税別)

✓チェック

~~箱曲げ加工.ステンレスHL.印刷シ~~ 製作費:31,000円、梱包送料:1,900円(税別) ~~廃番~~

枠付き加工.ステンレスHL.腐食銘板 製作費:53,000円、梱包送料:1,900円(税別)

枠付き加工.真鍮HL.腐食銘板 製作費:60,000円、梱包送料:1,900円(税別)

~~枠付き加工.ステンレスHL.印刷シ~~ 製作費:35,000円、梱包送料:1,900円(税別) ~~廃番~~

宅急便コレクト送り(代引き)でお届けします。

●この製品は、角ゴシックのみとなっています。

宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額

昭和四十五年十月十三日閣議決定(昭四十五十) 最終改正 平成十九年十一月五日閣議決定(昭四十五十)

第一定義

この告示において「宅地建物取引業者」とは、消費税法第六十二条法律第八十号第一項第九号に規定する宅地建物取引業者を指し、その報酬額及び当該消費税法を適用するに当たって課税されるべき消費税法に規定する事項を指す。

第二 売買又は交換の媒介に関する報酬の額

宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買又は交換の媒介に関する報酬の額を算定するに当たっては、消費税法第六十二条法律第八十号第一項第九号に規定する事項を指す。この場合において、宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買又は交換の媒介に関する報酬の額を算定するに当たっては、消費税法第六十二条法律第八十号第一項第九号に規定する事項を指す。この場合において、宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買又は交換の媒介に関する報酬の額を算定するに当たっては、消費税法第六十二条法律第八十号第一項第九号に規定する事項を指す。

一百万円以下の金額	百分の五・四
一百万円を超え四百万円以下の金額	百分の四・三
四百万円を超える金額	百分の三・四

第三 賃貸の媒介に関する報酬の額

宅地建物取引業者が宅地又は建物の賃貸の媒介に関する報酬の額を算定するに当たっては、消費税法第六十二条法律第八十号第一項第九号に規定する事項を指す。この場合において、宅地建物取引業者が宅地又は建物の賃貸の媒介に関する報酬の額を算定するに当たっては、消費税法第六十二条法律第八十号第一項第九号に規定する事項を指す。

第四 貸借の媒介に関する報酬の額

宅地建物取引業者が宅地又は建物の貸借の媒介に関する報酬の額を算定するに当たっては、消費税法第六十二条法律第八十号第一項第九号に規定する事項を指す。この場合において、宅地建物取引業者が宅地又は建物の貸借の媒介に関する報酬の額を算定するに当たっては、消費税法第六十二条法律第八十号第一項第九号に規定する事項を指す。

第五 貸借の代理に関する報酬の額

宅地建物取引業者が宅地又は建物の貸借の代理に関する報酬の額を算定するに当たっては、消費税法第六十二条法律第八十号第一項第九号に規定する事項を指す。この場合において、宅地建物取引業者が宅地又は建物の貸借の代理に関する報酬の額を算定するに当たっては、消費税法第六十二条法律第八十号第一項第九号に規定する事項を指す。

第六 権利金の受取がある場合の特例

宅地建物取引業者が宅地又は建物の権利金の受取に関する報酬の額を算定するに当たっては、消費税法第六十二条法律第八十号第一項第九号に規定する事項を指す。この場合において、宅地建物取引業者が宅地又は建物の権利金の受取に関する報酬の額を算定するに当たっては、消費税法第六十二条法律第八十号第一項第九号に規定する事項を指す。

第七 空家等の売買又は交換の媒介における特例

低層住宅等(空家等)の売買又は交換の媒介に関する報酬の額を算定するに当たっては、消費税法第六十二条法律第八十号第一項第九号に規定する事項を指す。この場合において、宅地建物取引業者が低層住宅等(空家等)の売買又は交換の媒介に関する報酬の額を算定するに当たっては、消費税法第六十二条法律第八十号第一項第九号に規定する事項を指す。

第八 空家等の売買又は交換の代理における特例

低層住宅等(空家等)の売買又は交換の代理に関する報酬の額を算定するに当たっては、消費税法第六十二条法律第八十号第一項第九号に規定する事項を指す。この場合において、宅地建物取引業者が低層住宅等(空家等)の売買又は交換の代理に関する報酬の額を算定するに当たっては、消費税法第六十二条法律第八十号第一項第九号に規定する事項を指す。

第九 第二から第八までの規定によらない報酬の受領の禁止

宅地建物取引業者は、宅地又は建物の売買又は交換の媒介に関する報酬の額を算定するに当たっては、消費税法第六十二条法律第八十号第一項第九号に規定する事項を指す。この場合において、宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買又は交換の媒介に関する報酬の額を算定するに当たっては、消費税法第六十二条法律第八十号第一項第九号に規定する事項を指す。

附則

- この告示は、昭和四十五年十月十日から施行する。
- 昭和四十四年建設法第三十七号は、廃止する。
- 宅地又は建物の売買又は交換の媒介に関する報酬の額については、前条の規定による。

- こちらでレイアウトした校正図を、FAXでお送りします。
- 校正図の誤字、脱字等をご確認頂いた後に製作します。
- 製作納期は校正完了日から、10~14日間必要とします。
- 発送日が確定しましたらFAX or E-mailでご連絡します。